Central Group for life

せんとらるライナー 8号

2010年8月号
…毎月1日発行…
セントラルグループ
恵那市大井町1202-4

恵那駅前広場改修工事、竣工！

このたび、恵那駅前広場の改修工事を拝命し大方の完成をみました。施工中も駅をご利用になる方々から、どこがどう変わるのかとの質問を受けました。私どもは設計には関わってはおりませんが、なぜ改修が必要であったか、その経緯や施工に当たって注意した点などを記させていただきます。

まず、ここ恵那駅はJR東海と明知鉄道という二つの鉄道とバス路線、タクシーの交通機関が乗り入れており年間およそ270万人一日平均7400人程の利用者があります。このように、恵那市内でもっとも多くの人が利用する施設が恵那駅であります。前回は平成十一年に駅前通の改修にあわせて駅前広場も装いを新たにしました。

その後、年々乗用車での送迎が増加する傾向が見られました。そうしたことによって特に朝夕の混雑が問題視されるようになり、平成十九年二月に有識者や地元商店街、商工会議所など各種団体で構成された「恵那駅前広場利用検討委員会」が設置されました。

検討委員会では二月から十二月までの間にアンケート調査、交通量実態調査等々を実施し、委員会と部会で交通体系、利用方法をまとめ恵那市に対し報告書を提出されました。そこで、恵那市はこの報告書を最大限に尊重し恵那市の玄関口として相応しく、利用しやすい駅前広場の整備に取り掛かりました。

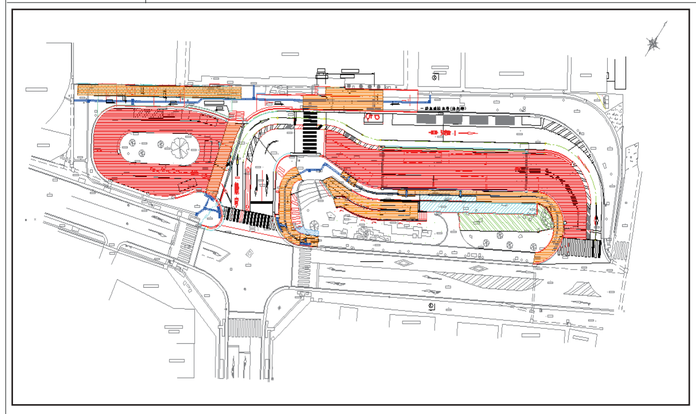

装い新たに場所も変わったタクシーレーン

年々混雑が問題になってきた従来のレーン

今度は施工した立場の視点からこの駅前整備工事を検証してみました。通常ですと、これだけの工事の場合全面通行止め規制が掛かってもおかしくない現場でした。しかし、ここは多くの市民が利用する駅です。全面交通規制など掛けられるはずもありません。

弊社現場代理人
西尾　由道

そうした事から利用者を始めバス会社様、タクシー会社の皆様には、狭い場所で駐車しづらいとか、渋滞等々のご迷惑をおかけしました。しかし駅を使用される全ての皆様の絶大なるご協力のお陰をもって、無事故のうちに完成することが出来ましたこと感謝申し上げます。

新しくなった恵那の玄関をきっかけに今後も恵那市が益々発展することを祈念しております。

（営業部・水野）

介護の現場から　シリーズ - 8

Kanekuコーポレーション　LifeCare ライフケア

高齢者にとって住宅改修は何のために必要なの？

●事故防止のため

高齢者は多くの時間を家の中で過ごしています。しかし、安全であるはずの家の中のちょっとした段差でもつまづき転倒します。高齢者が転倒して骨折すると、回復が長引きそれが元で寝たきりになる事も多く、介護する家族の側の悩みや負担も増します。高齢者自身と家族のために住まいを見直し、危険な箇所を改修して、転倒事故を未然に防ぐ必要があるのです。

●自立支援のため

介助の手が必要な身体になると、ついついお動く事を控えがちになります。それが重なると、ますます体力が衰え、動けない身体になっていきます。動けない原因は身体ばかりではなく、住環境と生活が合っていないことにあるのかもしれません。高齢者が動きやすいように住まいを整える事で、高齢者自身でできる事が増えて、行動範囲も広がり、自立度がアップします。

●介護者のゆとりのため

病院は看護をしやすいように建てられていますが、ほとんどの住宅は介護の事など考えずに建てられています。介護しやすい家でないことが原因で、介護する家族に不必要な負担がかかると、元気であるはずの家族が疲れきってしまいます。介護しやすい家に住まいを整えることで、高齢者自身でもできることが増え、介護する家族にゆとりが生まれます。家族のゆとりは、高齢者にもよい影響をあたえます。

介護保険を使って住宅改修をするには

●まずは要介護認定を

介護保険の給付は、保険証を持っているだけでは受けられません。まず、要介護者は、要介護状態の基準に該当するかどうか、保険者（市町村）が行う要介護認定を受ける必要があります。住んでいる（住民票のある）市町村の窓口または福祉事務所に被保険者本人か家族が申請します。

●要介護認定を受けたら

指定居宅介護支援事業所・指定介護保険施設・老人福祉施設などに所属するケアマネージャーと相談を行い、住宅改修をしたほうがよい、という事になると住宅改修業者を交えて住宅改修の打合せに入ります。この際、住宅改修業者は介護に関する知識がしっかりとした事業者に任せることが肝心です。KANEKUコーポレーションでは福祉用具と住宅改修を組み合わせ、利用者様とその家族に最も満足頂ける住宅改修を行うように努めておりますので、ご安心してお任せ頂けます。

●給付額はいくらなの？

介護保険では、介護認定を受けた方は要介護度に関わらず住宅改修のための給付額は、一生で上限20万円までです。その1割に当たる2万円が自己負担となります。1度の改修で全額を使いきらない場合は、数度に分けて使うこともできます。ただし、要支援、要介護認定区分が3段階以上あがったとき（例：介護度1の人が4になった場合など）か転居した場合は、改めて上限20万円までの給付を受けることが可能です。

☆各自治体の助成金制度もチェック

介護保険の住宅改修費以外にも、各市町村単位で住宅改修に対する助成金を支給しているところがあります。東濃地域では以下のような市町村ごとの助成金制度があります。ご利用に関しては、所得等に応じた制限等もありますのでまずは各自治体またはKANEKUコーポレーションにお問い合わせ下さい。

恵那市	対象限度額　20万円
中津川市	対象限度額　20万円
多治見市	対象限度額　30万円
土岐市	対象限度額　30万円
瑞浪市	対象限度額　30万円

（ライフケア事業部・渡辺）